

# 公 告

## ◆ 組合会議員・理事の異動について (敬称略)

次のとおり議員・理事の異動がありました。

	新		旧		異動日
	氏名	所属事業所	氏名	所属事業所	
互選議員	窪田 俊幸	武田薬品労働組合	小林 隆司	武田薬品労働組合	平成31年3月25日
互選理事	小林 隆司	武田薬品労働組合	永井 崇大	武田薬品労働組合	平成31年3月25日
常務理事	米澤 俊夫	武田薬品工業(株)	竹内 周次	武田薬品工業(株)	平成31年4月5日
選定議員	吉岡 智明	日本製薬(株)	小林 龍男	日本製薬(株)	令和元年5月7日
選定議員	清川 和宏	武田薬品工業(株)	濱村 和雅	武田薬品工業(株)	令和元年7月1日

## ◆ 監査について

令和元年6月24日に、監事 釜野直樹、青木寛晃 両氏により、平成30年度監査が実施された結果、すべて適正に処理されていることが確認され、令和元年7月18日開催の組合会において、その旨報告されました。

**退職**  
される方

## 退職後5日以内に保険証の返却を!

### 退職の翌日から、 武田健保の保険証は使えません

退職などにより武田健保の被保険者、被扶養者でなくなったときは、元の勤務先に被扶養者の保険証もまとめて返却しなければなりません。退職の翌日から武田健保の保険証は使えなくなります。万が一、退職後に使用した場合は、まず武田健保に医療費(7~9割)を返還したうえで、次に加入した健保組合にその医療費(7~9割)を請求しなければなりません。



退職前から定期的に通院している場合は、  
今までどおり受診できるの?

そのまま受診することはできません。退職後、新しい保険証が届くまでの間に受診する場合は、**健康保険が切り替わることを医療機関にお知らせください。**

医療費を全額負担された場合は、新たに加入された健康保険組合等へ「療養費」の申請をすることで会社負担分が給付されます。  
※新しい保険証が届き次第、窓口提出してください。



## 退職後も武田健保加入を希望される方は…

在職期間が2カ月以上あり、退職後20日以内に健康保険組合へ申請をすれば、引き続き武田健保の被保険者となれるしくみがあります。被扶養者も在職時と同様に加入できます。

任意継続健康保険への加入を希望される方は、退職後に武田健保へ「任意継続被保険者資格取得申請書」を提出してください。(退職日前の提出は不可)